

平成26年3月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成25年(レ)第84号 不当利得返還請求控訴事件

(原審・山口簡易裁判所平成25年(レ)第2号)

口頭弁論終結の日 平成26年2月19日

判 決

京都市 [REDACTED]

控 訴 人 アイフル株式会社

同代表者代表取締役 [REDACTED]

同訴訟代理人支配人 [REDACTED]

同 [REDACTED]

同 [REDACTED]

山口市 [REDACTED]

被 控 訴 人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 田 邊 一 隆

同訴訟復代理人弁護士 田 畑 元 久

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、114万7955円及びうち4万4702円に対する平成15年1月9日から、うち106万5793円に対する平成20年1月8日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、これを20分し、その19を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。

3 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

(1) 本件は、登録を受けた貸金業者である控訴人との間で、継続的に金銭消費貸借取引を繰り返した被控訴人が、支払った利息のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条1項による制限を超過する部分（以下「制限超過部分」という。）を順次元本に充当すると、過払金が生じており、かつ、控訴人は当該過払金の受領が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金114万6163円及びこれに対する過払金発生時から平成24年12月5日までの民法所定の年5分の割合による同法704条前段所定の利息（以下「法定利息」という。）32万5102円の合計147万1265円並びに上記過払金に対する同月6日から支払済みまで同割合による法定利息の支払を求める事案である。

(2) 原審は、被控訴人の請求を全部認容したことから、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実（当事者間に争いがない事実並びに各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

(1) 控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号により法律の題名が貸金業法と改められた。以下「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者である。

(2)ア 被控訴人と控訴人は、平成12年11月26日、融資極度額の範囲内で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基

本契約（以下「本件第1契約」という。）を締結し、これに基づき、平成13年12月10日から平成15年1月8日に50万2477円を返済するまで、原判決別紙計算書の「貸付金」欄及び「支払金」欄記載のとおり、金銭の借入れと返済を繰り返した（以下、この間の取引を「第1取引」という。）。（甲1、乙1、2、17）

イ 本件第1契約は、利息の約定を年28.835%（実質年率）、遅延損害金の約定を年29.20%（年365日の日割計算。以下同じ。）とし、返済方法を毎月の返済日に融資残高に応じた一定額の金員を弁済するという元金定額残高スライドリボルビング方式としたものである。本件第1契約には、借主が元利金の支払を怠ったときは、貸主からの通知催告がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払う旨の約定（以下「本件特約」という。）があった。（乙2、17）

ウ 第1取引の経過は、原判決別紙計算書のとおりであり、本件第1契約の約定利率による利息及び元金は、平成15年1月8日の50万2477円の弁済により完済された計算となる。なお、この間の弁済につき、制限超過部分を元本に充当されたものとして計算をすると、同計算書の「残元金」欄記載のとおり、同日の時点において、過払金4万5785円が発生していた。（甲1、3）

(3)ア 被控訴人は、控訴人の担当者から勧められて、平成15年1月8日、控訴人との間で、200万円を借り入れる旨の金銭消費貸借契約（以下「本件第2契約」という。）を締結した。（甲2、乙3、4）

イ 本件第2契約は、利息の約定を年27%（年365日の日割計算）、遅延損害金の約定を年29.20%（年365日の日割計算。以下同じ。）とし、返済方法を原則として毎月6万1100円ずつ60回にわたって分割弁済するとしたものである。

控訴人は、平成15年1月8日の時点における本件第1契約に基づく約

定残債務の額を50万2477円と計算し、これを被控訴人に告げ、同日、本件第2契約に基づく貸付金（200万円）の一部を上記の約定残債務の弁済に充てて第1取引を終了させた上、印紙代2000円を控除した残額の149万5523円を被控訴人に交付した。（甲2，3，乙4，5）

ウ その後、被控訴人は、控訴人に対し、平成15年2月3日から平成20年1月7日までの間、本件第2契約に基づく借入金債務につき、原判決別紙計算書の「年月日」欄記載の日に「支払金」欄記載の各金員を弁済した（以下、本件第2契約に基づく取引を「第2取引」という。）。（乙4）

3 争点及び当事者の主張

- (1) 第1取引により発生した過払金を第2取引に係る借入金債務に充当する旨の合意の存否

（被控訴人の主張）

第1取引が反復継続して行われた期間が1年以上にわたるのに対し、第1取引終了の日に第2取引が開始されていること、本件第2契約の締結に至る経緯として、第1取引が行われていた平成14年12月11日に本件第2契約の申込みがされていること、本件第1契約及び本件第2契約は、ともに無担保の金銭消費貸借契約であって、約定利率も近接しており、契約条件に類似性があることなどの事情に照らせば、第1取引と第2取引とは、事実上1個の連続した貸付取引であり、第1取引により発生した過払金を第2取引に係る借入金債務に充当する旨の合意が存在する。

（控訴人の主張）

被控訴人の上記主張は否認ないし争う。

第1取引と第2取引とは、異なる基本契約に基づいて行われたものである。そして、本件第1契約に係る契約書は控訴人から被控訴人に返還され、カードの失効手続も行われており、本件第2契約の締結に際しては、そのための審査も行われている。

以上によれば、第1取引により発生した過払金を第2取引に係る借入金債務に充当する旨の合意は存在せず、第1取引と第2取引とを一連のものとして過払金の額を計算することはできない。

- (2) 控訴人が過払金の受領につき民法704条の「悪意の受益者」に当たるか否か

(被控訴人の主張)

控訴人は、貸金業者であって、利息制限法所定の制限利率を超える利息の弁済を被控訴人から受けており、そのことを認識していたので、民法704条の「悪意の受益者」に当たり、過払金の返還に加え、過払金に対する過払金発生時からの法定利息を支払うべきである。

(控訴人の主張)

被控訴人の上記主張は否認ないし争う。

控訴人は、被控訴人を含むすべての顧客に対して、貸金業法17条1項所定の事項を記載した書面及び同法18条1項所定の事項を記載した書面（以下、同書面を「18条書面」といい、両書面を併せて「17条書面等」という。）を交付する業務体制を整備しており、同法43条1項のみなし弁済規定の適用があると認識していたこと、その不備を理由に行政処分等を受けたこともないことなどから、同項の適用があると認識していたことにつき、やむを得ないといえる特段の事情がある。

仮に、控訴人が過払金の受領につき民法704条所定の「悪意の受益者」に当たるとしても、過払金に対する法定利息の発生時期は、本件訴状送達の日（平成24年12月21日）である。

- (3) 控訴人が被控訴人に返還すべき過払金の範囲

(控訴人の主張)

控訴人は、過払金の受領につき民法704条の「悪意の受益者」ではない（善意の受益者である）から、控訴人が被控訴人に対して返還すべき過払金

の範囲は、現に利益の存する限りに止まる（同法703条）ところ、被控訴人から受領した過払金の一部は法人税として納付しているため、これに相当する範囲で控訴人に利益は現存しない。控訴人が被控訴人から受領した過払金のうち、控訴人が被控訴人に返還すべき現存利益は、過払金の55%に相当する額である。

(4) 過払金に対する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することの可否

（被控訴人の主張）

過払金に対して発生する法定利息は、その後の新たな借入金債務に充当される。

（控訴人の主張）

仮に、控訴人が過払金の受領につき民法704条所定の「悪意の受益者」に当たるとしても、過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠は存在しない。

(5) 被控訴人の期限の利益喪失の有無

（控訴人の主張）

被控訴人は、第1取引において、平成14年2月25日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠り、本件特約に基づき期限の利益を喪失した。上記期限の利益の喪失後に発生するのはすべて利息ではなく、遅延損害金であるから、利息の制限利率ではなく、遅延損害金の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきである。

（被控訴人の主張）

控訴人は、被控訴人に支払の遅滞があった後も、約6年間もの長期間にわたって一括弁済を求めることもなく、被控訴人から弁済金を受領し続けている上、被控訴人との間で本件第2契約を締結し、貸増しまでしている。また、本件第1契約と本件第2契約とでは、利息の約定が近似し、遅延損害金の約

定は同一である。さらに、控訴人が、被控訴人から受領した弁済金を遅延損害金に充当した旨表示したことを証する証拠はない。

以上によれば、控訴人は被控訴人に対して期限の利益を再度付与したものであり、そうでないとしても、控訴人において、被控訴人が期限の利益を喪失したと主張することは、信義則に反し許されない。

第3 判断

1 争点(1) (第1取引により発生した過払金を第2取引に係る借入金債務に充当する旨の合意の存否) について

- (1) 同一の貸主と借主との間で継続的に貸付けとその弁済が繰り返されることを予定した基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務の各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生するに至ったが、過払金が発生することとなった弁済がされた時点においては両者の間に他の債務が存在せず、その後、両者の間で改めて金銭消費貸借に係る基本契約が締結され、この基本契約に基づく取引に係る債務が発生した場合には、第1の基本契約に基づく取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当する旨の合意が存在するなど特段の事情がない限り、第1の基本契約に基づく取引に係る過払金は、第2の基本契約に基づく取引に係る債務には充当されないと解するのが相当である（最高裁19年2月13日第三小法廷判決・民集61巻1号182頁，最高裁平成19年6月7日第一小法廷判決・民集61巻4号1537頁参照）。

そして、第1の基本契約に基づく貸付け及び弁済が反復継続して行われた期間の長さやこれに基づく最終の弁済から第2の基本契約に基づく最初の貸付けまでの期間、第1の基本契約についての契約書の返還の有無、借入れ等に際し使用されるカードが発行されている場合にはその失効手続の有無、第1の基本契約に基づく最終の弁済から第2の基本契約が締結されるまでの間における貸主と借主との接触の状況、第2の基本契約が締結されるに至

る経緯、第1と第2の各基本契約における利率等の契約条件の異同等の事情を考慮して、第1の基本契約に基づく債務が完済されてもこれが終了せず、第1の基本契約に基づく取引と第2の基本契約に基づく取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合には、上記合意が存在するものと解するのが相当である（最高裁平成20年1月18日第二小法廷判決・民集62巻1号28頁参照）。

- (2) これを本件についてみると、前記前提事実及び弁論の全趣旨によれば、第1取引について約定利率に基づく計算上は元利金が完済される結果となった平成15年1月8日の時点において、各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当すると過払金4万5785円が発生したが、その当時被控訴人と控訴人との間に他の借入金債務は存在せず、同日に改めて本件第2契約が締結され、それ以降は第2取引が行われたことが認められ、これによれば、第1取引と第2取引とが事実上1個の連続した貸付取引であると評価することができる場合に当たるなど特段の事情のない限り、第1取引により生じた過払金は、第2取引に係る借入金債務には充当されないというべきである。

そこで、上記特段の事情の有無について検討すると、前記前提事実によれば、本件第1契約はリボルビング方式の金銭消費貸借に係る基本契約であるのに対し、本件第2契約は1回に確定金額を貸し付け、毎月元利金の均等額を分割弁済するという約定の金銭消費貸借契約であるから、両契約は契約形態や契約条件において大きく異なっている。すなわち、本件第1契約は、融資限度額の範囲内で借入れとその弁済が繰り返されることが予定されているのに対し、本件第2契約においては、確定金額による1回の貸付けがされた後は、継続的に新たな貸付けとその弁済が繰り返されることは予定されておらず、同契約に基づいて行われた第2取引は、平成15年1月8日に200万円の貸付けがされ、その後はこれに対する分割弁済のみが続けられている。そうすると、本件第2契約が控訴人の担当者に勧められて締結されたも

のであること、第1取引が反復継続して行われた期間が約1年1か月であるのに対し、その最後の弁済がされた平成15年1月8日から期間を置かずに本件第2契約が締結されていること、同契約に基づく借入金の一部は本件第1契約に基づく約定残債務の弁済等に充てられ、被控訴人に現実に交付されたのはその残額の149万5523円であったこと、本件第1契約と本件第2契約との間で利息の各利率が近似し、遅延損害金の各利率が同一であることなどという程度の事情しか認められず、それ以上に控訴人と被控訴人が第1取引及び第2取引が事実上1個の連続した貸付取引であることを前提に取引をしているとみるべき事情のうかがわれない本件においては、両取引が事実上1個の連続した貸付取引であると評価することは困難である。

- (3) したがって、控訴人と被控訴人との間で、第1取引により発生した過払金を第2取引に係る借入金債務に充当する旨の合意が存在するものとは解されず、上記過払金は上記借入金債務には充当されないというべきである。これに反する被控訴人の主張は採用することができない。

2 争点(2) (控訴人が過払金の受領につき民法704条の「悪意の受益者」に当たるか否か) について

- (1) 貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付を行い、制限超過部分を利息債務の弁済として受領した場合、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定される（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。
- (2) これを本件についてみると、控訴人は、制限超過部分を利息債務の任意の弁済として受領した点につき、貸金業法43条1項の適用があることについ

て立証をしないから、同項の適用があるとは認められず、上記特段の事情を認めるに足りる証拠もない。控訴人は、17条書面等を交付する業務体制を整備していた点や、その不備を理由に行政処分等を受けたことがない点を主張するが、それらの諸点は上記特段の事情に当たるものではない。

したがって、控訴人は、過払金の受領につき民法704条の「悪意の受益者」に当たるといふべきであるから、争点(3)（控訴人が被控訴人に返還すべき過払金の範囲）に関する控訴人の主張は、その前提を欠くことに帰する。

(3) 控訴人は、過払金に対する法定利息の発生時期は、本件訴状送達の日（平成24年12月21日）である旨主張するが、同時期は過払金発生時であると解すべきであり（最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事231号477頁参照）、結局、控訴人は、第1取引及び第2取引により過払金が生じた場合には、被控訴人に対し、その受領につき民法704条の「悪意の受益者」として、過払金発生時からの法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うといふべきである。

3 争点(4)（過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当することの可否）について

(1) 控訴人は、仮に、控訴人が過払金の受領につき民法704条の「悪意の受益者」であるとしても、過払金に対して発生する法定利息をその後の新たな借入金債務に充当する法的根拠は存在しない旨主張する。

(2) しかし、継続的な金銭消費貸借取引に係る基本契約が過払金充当合意を含むものである場合においては、過払金について発生した法定利息の充当につき別段の合意があると評価できるような特段の事情がない限り、まず当該法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきものと解するのが相当である（最高裁平成25年4月11日第一小法廷判決・裁判集民事243号303頁）。

弁論の全趣旨によれば、本件基本契約1及び本件基本契約2は、いずれも

これにより過払金が発生する場合には、その後に発生する新たな借入金債務に充当される旨の合意を含むものであることが認められ、本件において上記特段の事情があったことはうかがわれないから、本件取引1及び本件取引2ともに、まず過払金について発生した法定利息を新たな借入金債務に充当し、次いで過払金を新たな借入金債務の残額に充当すべきである。控訴人の上記主張は採用することができない。

4 争点(5) (被控訴人の期限の利益喪失の有無) について

- (1) 控訴人は、被控訴人が、第1取引において、平成14年2月25日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠ったことにより、期限の利益を喪失したとし、上記期限の利益の喪失後に発生するのはすべて利息ではなく、遅延損害金であるから、利息の制限利率ではなく、遅延損害金の制限利率によって過払金の元本への充当計算をすべきである旨主張する。
- (2) 前記前提事実並びに証拠(甲1、乙4)及び弁論の全趣旨によれば、本件第1契約には本件特約があり、被控訴人は、第1取引において、平成14年2月25日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠ったことにより、本件特約に基づき期限の利益を喪失し、その後も支払期日に遅れて支払うことがしばしばあったこと(支払が遅れた日数は最長3日である。)、また、本件第2契約にも借主が元利金の支払を怠ったときは、貸主からの通知催告がなくとも当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額を支払う旨の特約があったが、被控訴人は、第2取引において、平成15年8月4日の支払期日に支払うべき元利金の支払を怠ったことにより、上記特約に基づき期限の利益を喪失し、その後も支払期日に遅れて支払うことがしばしばあったこと(支払が遅れた日数は最長4日である。)、それにもかかわらず、被控訴人が控訴人から残元本全額及びこれに対する遅延損害金の一括弁済を求められることはなかったこと、のみならず、第1取引及び第2取引において、上記各期限の利益の喪失後に被控訴人から支払われる弁済金を遅延損害金のみ又は遅延

損害金と元金に充当した旨の記載のある18条書面が交付された旨の主張立証はなく、かえって、控訴人代理人弁護士による取引履歴開示請求を受けて被控訴人が作成した両取引に係る取引計算書（甲1）には、いずれも上記各期限の利益喪失後も支払が遅れた日数分のみ約定利率（年29.2%）による遅延損害金が発生し、それ以外の日数は期限の利益喪失前と同じく利息が発生する旨の記載があることが認められる。

以上の諸事情によれば、第1取引及び第2取引における客観的な各弁済の態様は、いずれも被控訴人が期限の利益を喪失していない、あるいは期限の利益の再度付与を受けたものと誤信して弁済をしたことをうかがわせるものであり、また、被控訴人は、当初の約定の支払期日より支払が多少遅れることがあっても、遅れた日数分の遅延損害金を支払えば期限の利益を失うことではないと信じ、期限の利益を喪失したために残元本全額を一括弁済すべき義務が発生しているとは思わなかったとしてもやむを得ない事情があるということが出来る。そして、控訴人においても、上記各期限の利益喪失後も被控訴人から支払われる弁済金を支払が遅れた日数分を除いて利息として受領し続けていたものと推認される。控訴人の上記主張は、こうした期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続してきた被控訴人の信頼を裏切るものであり、信義則に反し、許されないものというべきである。

- (3) したがって、本件取引1及び本件取引2において、各貸付けに係る債務の弁済金につき充当計算を行うに当たっては、上記期限の利益の喪失後も、利息制限法1条1項所定の利率により充当計算すべきである。ただし、実際に支払が遅延した日数分については、遅延損害金が発生していることは否定できないから、これらの日数分に限り、同法4条1項所定の制限利率（第1取引につき26.28%、第2取引につき21.9%。本件第1契約及び本件第2契約に定める遅延損害金の利率はいずれも29.2%であり、上記各制限利率を超過する。）により充当計算を行うべきである。

5 結論

以上認定説示したところに従い、第1取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当した結果は、別紙計算書1記載のとおりであり、過払金の額は4万4702円となる。また、第2取引により発生した過払金を新たな借入金債務に充当した結果は、別紙計算書2記載のとおりであり、過払金の額は106万5793円となり、これに対する過払金発生時から同取引終了の日（平成20年1月7日）までの確定法定利息の額は3万7460円となる。

そうすると、被控訴人の本件請求は、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、第1取引による過払金4万4702円、第2取引による過払金106万5793円及び同過払金に対する同取引終了の日（平成20年1月7日）までの法定利息3万7460円の合計114万7955円並びに第1取引による過払金に対する同取引終了の日の翌日（平成15年1月9日）から、第2取引による過払金に対する同取引終了の日の翌日（平成20年1月8日）から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないものとして棄却すべきである。

よって、これと異なる原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。
なお、当審において、仮執行免脱宣言は相当でないから付さない。

山口地方裁判所第1部

裁判長裁判官

山 本 善 彦

裁判官

宮 寄 秀 典

裁判官 林 崎 由 莉 子

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成26年3月12日

山口地方裁判所

裁判所書記官 森 山 泰 成

